

ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議の開催について

平成 28 年 12 月 22 日
閣議口頭了解

- 1 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(平成 28 年 12 月 15 日成立)の成立を契機に、幅広くギャンブル等依存症全般について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって包括的な対策を推進するため、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議(以下「会議」という。)を開催する。
- 2 会議の構成員は、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、国家公安委員会委員長及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、内閣官房長官が主宰する。
- 4 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。